

適切な意思決定支援に関する指針

岩見沢市立総合病院は、患者様が適切な意思決定をすることができるように、以下の指針を定めます。

基本方針

医療やケアを提供する医師をはじめとする多職種における医療従事者で構成される医療・ケアチームは、最善の医療・ケアを提供するため、人生の重要な局面を迎えた患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、何が最善かを考え患者本人の意思を尊重した医療・ケアを提供する。

医療・ケアの在り方

1. 医師等の医療従事者から、適切な情報の提供と説明を行います。
2. 医療・ケアを受ける本人およびそれを支える家族が、多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分話し合い、意思決定を行えるよう支援します。
3. 本人の意思を最優先とし、家族や医療・ケアチームが納得できる意思決定となることを目標とします。
4. 意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人や家族との話し合いが繰り返し行われるようにします。
5. 人生の最終段階における医療・ケアの開始・不開始、変更、中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
6. 本人の意思確認ができない場合は、以下の手順によって、本人にとっての最善の方針を決定します。
 - ①家族等が本人の意思を推定できる場合は、その推定意思を尊重します。
 - ②家族等が本人の意思を推定できない場合は、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い方針を決定します。
 - ③家族等がない場合および家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、医療・ケアチームの中で十分に話し合い最善の方針を決定します。
7. 話し合いの内容は、都度診療録に記録し、医療・ケアチームへと情報共有を行います。
8. 話し合いの中で、意見がまとまらない場合や合意が得られない場合は、臨床倫理委員会等にて検討の上、方針等についての助言を得ます。

参考資料

- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定、プロセスにおけるガイドライン
厚生労働省 2018年3月改訂

2022年9月13日制定

2024年10月29日改訂

岩見沢市立総合病院 病院長